

香川県水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県水道局管理規程第1号

香川県水道局財務規程の一部を改正する規程

香川県水道局財務規程（昭和43年香川県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第8章 略	第1章～第8章 略
<u>第9章 引当金（第86条の2）</u>	
<u>第10章 リース取引（第86条の3）</u>	
第11章～第13章 略	第9章～第11章 略
附則	附則
(帳簿の種類及び保管)	(帳簿の種類及び保管)
第10条 略	第10条 水道事業に係る取引を記録し、計算し、及び整理するため、次に掲げる帳簿（当該帳簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。以下同じ。）を備える。
(1) 略 ア～ウ 略 <u>工 現預金出納簿（第7号様式又は第8号様式）</u>	(1) 総務課に備える帳簿 ア～ウ 略 <u>工 現金出納簿（第7号様式）</u> <u>才 預金口座出納簿（第8号様式）</u>
<u>オ～セ 略</u>	<u>カ～ソ 略</u>
(2) 略 ア～ウ 略 <u>工 現預金出納簿</u>	(2) 所に備える帳簿 ア～ウ 略 <u>工 現金出納簿</u> <u>才 預金口座出納簿</u> <u>カ～ス 略</u>
<u>オ～シ 略</u>	
2 管理者は前項第1号アからウまで、 <u>オ</u> から <u>ク</u> まで及び <u>シ</u> の帳簿を、総務課の企業出納員は同号工、 <u>ヶ</u> 、 <u>ユ</u> 、 <u>サ</u> 、 <u>ス</u> 及び <u>セ</u> の帳簿を、所長は同項第2号アからウまで、 <u>オ</u> 、 <u>カ</u> 及び <u>ユ</u> の帳簿を、所の企業出納員は同号工、 <u>主</u> 、 <u>ク</u> 、 <u>ヶ</u> 、 <u>サ</u> 及び <u>シ</u> の帳簿をそれぞれ整理し、保管しなければならない。	2 管理者は前項第1号アからウまで、 <u>カ</u> から <u>ケ</u> まで及び <u>ス</u> の帳簿を、総務課の企業出納員は同号工、 <u>オ</u> 、 <u>ユ</u> 、 <u>サ</u> 、 <u>シ</u> 、 <u>セ</u> 及び <u>ソ</u> の帳簿を、所長は同項第2号アからウまで、 <u>カ</u> 、 <u>主</u> 及び <u>サ</u> の帳簿を、所の企業出納員は同号工、 <u>オ</u> 、 <u>ク</u> 、 <u>ヶ</u> 、 <u>ユ</u> 、 <u>シ</u> 及び <u>ス</u> の帳簿をそれぞれ整理し、保管しなければなら

(勘定科目)

第15条 略

2 略

3 総務課と所の間における資産、負債及び資本の異動に関する経理は、水道局勘定及び県営水道事務所勘定に区分して整理するものとする。

(収入の調定)

第16条 管理者（第2条の規定に基づき所長に権限が委任されているものについては、所長。以下同じ。）は、収入の調定をしようとする場合は、調定明細書（第14号様式の6）に基づいて、振替伝票（調定と同時に収入の収納が行われる場合は、収納伝票）を発行してこれを行うものとする。この場合において、同一科目で複数の納入義務者に係る収入の調定をしようとするときは納入義務者内訳表（第14号様式の7）を調定明細書に添付しなければならない。

2・3 略

(収納伝票の発行等)

第21条 企業出納員は、収入の収納を証する書類に基づいて収納伝票（一部現金の収納を含む取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。）を発行し、現預金出納簿に記帳しなければならない。

2 略

(証券の支払拒絶等)

第24条 出納取扱金融機関、企業出納員及び現金取扱員は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であって小切手と同程度の支払の確実性があるものとして別に定めるもの）の支払が確実でないと認めるときは、その受領を拒絶しなければならない。

2 略

3 企業出納員は、前項の証券の支払が拒絶された旨の通知を出納取扱金融機関から受けた場合は、直ちに振替伝票を発行し、現預金出納簿に記帳しなければならない。

ない。

(勘定科目)

第15条 略

2 略

3 総務課と所の間における資産、負債及び資本の異動に関する経理は、本局勘定及び県営水道管理事務所勘定に区分して整理するものとする。

(収入の調定)

第16条 管理者（第2条の規定に基づき所長に権限が委任されているものについては、所長。以下同じ。）は、収入の調定をしようとする場合は、調定明細書（第14号様式の6）に基づいて、振替伝票（調定と同時に収入の収納が行われる場合は、収納伝票）を発行してこれを行うものとする。この場合において、複数の収入科目による収入の調定をしようとするときは科目別調書（第14号様式の7）を、同一科目で複数の納入義務者に係る収入の調定をしようとするときは納入義務者内訳表（第14号様式の8）を、それぞれ調定明細書に添付しなければならない。

2・3 略

(収納伝票の発行等)

第21条 企業出納員は、収入の収納を証する書類に基づいて収納伝票（一部現金の収納を含む取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。）を発行し、現金出納簿又は預金口座出納簿に記帳しなければならない。

2 略

(証券の支払拒絶等)

第24条 出納取扱金融機関及び企業出納員は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であって小切手と同程度の支払の確実性があるものとして別に定めるものをいう。）の支払が確実でないと認めるときは、その受領を拒絶しなければならない。

2 略

3 企業出納員は、前項の証券の支払が拒絶された旨の通知を出納取扱金融機関から受けた場合は、直ちに振替伝票を発行し、預金口座出納簿に記帳しなければならない。

4・5 略

(支出の手続)

第26条 管理者は、支出の原因となるべき契約その他の行為をしようとする場合は、支出負担行為伺書（第21号様式）により行わなければならない。

2 略

(支払伝票の発行等)

第28条 企業出納員は、支払をする場合には、債権者及び勘定科目ごとに調整した支払伝票（一部現金の支払を伴う取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。）を発行し、債権者の請求書その他証拠となるべき書類を添付して管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、債権者に請求書を提出させることが困難な場合は、請求書の添付を省略することができる。

2 略

3 企業出納員は、支払伝票に基づいて支出の支払を行い、現預金出納簿に記帳しなければならない。

(資金前渡、概算払及び前金払)

第29条 略

2・3 略

4 管理者は、第2項の精算書及び証拠となるべき書類に基づいて振替伝票、収納伝票又は支払伝票を発行し、予算差引簿及び内訳簿に、企業出納員は現預金出納簿及び経過勘定整理簿に記帳しなければならない。

(資金前渡の範囲)

第30条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第21条の5第1項第15号に規定する管理規程で定める経費は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) 略

(口座振替の手続)

第34条 企業出納員は、債権者の申出により口座振替の方法による支出をし

4・5 略

(支出の手続)

第26条 管理者は、支出の原因となるべき契約その他の行為をしようとする場合は、支出負担行為伺書（第20号様式の2）により行わなければならぬ。この場合において、複数の支出科目による支出をしようとするときは、科目別調書（第20号様式の3）を添付しなければならない。

2 略

(支払伝票の発行等)

第28条 企業出納員は、支払をする場合には、債権者及び勘定科目ごとに調整した支払伝票（一部現金の支払を伴う取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。）を発行し、債権者の請求書その他証拠となるべき書類を添付して管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、債権者に請求書を提出させすることが困難な場合は、請求書の添付を省略することができる。

2 略

3 企業出納員は、支払伝票に基づいて支出の支払を行い、現金出納簿又は預金口座出納簿に記帳しなければならない。

(資金前渡、概算払及び前金払)

第29条 略

2・3 略

4 管理者は、第2項の精算書及び証拠となるべき書類に基づいて振替伝票、収納伝票又は支払伝票を発行し、予算差引簿及び内訳簿に、企業出納員は経過勘定整理簿に記帳しなければならない。

(資金前渡の範囲)

第30条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第21条の5第1項第12号に規定する管理規程で定める経費は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) 略

(口座振替の手続)

第34条 企業出納員は、債権者の申出により口座振替の方法による支出をし

ようとする場合は、支払準備資金口座の残高の範囲内で、出納取扱金融機関に対して口座振替依頼書（第25号様式）により通知しなければならない。

2 出納取扱金融機関は、前項の通知により口座振替を行った場合は、翌日までに企業出納員に対して振替済通知書（第26号様式）により報告しなければならない。

（小切手の振出し）

第36条 略

2・3 略

4 出納取扱金融機関は、企業出納員の振り出した小切手の支払を行った場合は、翌日までに企業出納員に対して支払済通知書（第28号様式の2）により報告しなければならない。

（小切手の訂正等）

第37条 略

2 小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に二線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の左方余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載して管理者の印を押さなければならない。

3 略

（領収書等の徴収）

第41条 企業出納員は、支出の支払をしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める領収書、振替済通知書又は支払済通知書を徴しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 口座振替の通知又は公金振替書の交付による支払をした場合 振替済通知書

2 略

（誤払金等の返納）

第44条 管理者は、支出の支払のうち誤払い又は過払となったものがある場合は、当該誤払い又は過払を証する書類に基づいて振替伝票を発行し、予算差引簿に記帳しなければならない。

2 第17条から第19条まで及び第21条の規定は、前項の誤払い又は過払となった金額を返納させる場合に準用する。

ようとする場合は、支払準備資金口座の残高の範囲内で、出納取扱金融機関に対して口座振替書（第25号様式）により通知しなければならない。

2 出納取扱金融機関は、前項の通知により口座振替を行った場合は、翌日までに企業出納員に対して支払済通知書（第26号様式）により報告しなければならない。

（小切手の振出し）

第36条 略

2・3 略

4 出納取扱金融機関は、企業出納員の振り出した小切手の支払を行った場合は、翌日までに企業出納員に対して支払済通知書により報告しなければならない。

（小切手の訂正等）

第37条 略

2 略

（領収書等の徴収）

第41条 企業出納員は、支出の支払をしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める領収書又は支払済通知書を徴しなければならない。

(1) 現金の支払をした場合 債権者の領収書

(3) 口座振替の通知又は公金振替書の交付による支払をした場合 支払済通知書

2 略

（誤払金等の返納）

第44条 管理者は、支出の支払のうち誤払い又は過渡しとなったものがある場合は、当該誤払い又は過渡しを証する書類に基づいて振替伝票を発行し、予算差引簿に記帳しなければならない。

2 第17条から第19条まで及び第21条の規定は、前項の誤払い又は過渡しとなった金額を返納させる場合に準用する。

(たな卸資産の範囲)

第51条 略

(1)～(4) 略

(5) その他たな卸資産

2 略

(発生品)

第60条 企業出納員は、第51条第1項各号に掲げる物品で資産として計上されていないものを発見した場合は、これを再使用できるものと不用となり、又は使用に耐えなくなったものに区分し、再使用できるものは第54条第2号及び第56条の規定に準じて受け入れなければならない。

2 略

(固定資産の範囲)

第69条 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類し、その範囲は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置

オ 車両運搬具

カ 船舶

キ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。）

ク リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからキまでに掲げるものである場合に限る。）

ケ 建設仮勘定（イからキまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

コ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきも

(たな卸資産の範囲)

第51条 たな卸資産とは、次に掲げる物品であってたな卸経理を行うものを言う。

(1)～(4) 略

2 略

3 第1項のたな卸資産の細目は、別表第2に定めるところによる。

(発生品)

第60条 企業出納員は、第51条第1項各号に掲げる物品で資産として計上されていないものを発見した場合は、これを再使用できるものと不用となり、又は使用に耐えなくなったものに区分し、第54条第2号及び第56条の規定に準じて受け入れなければならない。

2 略

(固定資産の範囲)

第69条 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資に分類し、その範囲は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 有形固定資産 土地、立木、建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、船舶、建設仮勘定並びに耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の工具、器具及び備品

の
(2) 無形固定資産

- ア 水利権
- イ 借地権
- ウ 地上権
- エ 特許権
- オ 施設利用権
- カ ダム使用権
- キ ソフトウェア
- ク 電話加入権（有償で取得したものに限る。）

ケ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がイからキまでに掲げる場合に限る。）

コ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 他会計長期貸付金

オ 長期預金

カ 基金

キ 長期前払消費税

ク その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

ケ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

(取得価額)

第70条 略

(1)・(2) 略

(3) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は第2号に掲げる固定資産であって取得価額の不明のものについては、公正な評価額

(取得の報告等)

(2) 無形固定資産 水利権、特許権、借地権、地上権、ダム使用権、施設利用権及び電話加入権で有償で取得したもの

(3) 投資 投資有価証券、出資金、長期貸付金、長期預金、基金及びその他の投資

(取得価額)

第70条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 無償で譲り受けた無形固定資産以外の固定資産又は第2号に掲げる固定資産であって取得価額の不明のものについては、適正な見積価額

(取得の報告等)

第76条 略

2 略

3 所長は、第1項の固定資産を取得した場合には、速やかに固定資産取得報告書（第31号様式の2）を作成して管理者に報告するとともに、当該固定資産の勘定科目及び金額を水道局勘定に振り替えなければならない。

4 略

（建設仮勘定）

第78条 固定資産の取得が建設改良工事によるときは、建設仮勘定を設けて計理しなければならない。

2 所長は、建設改良工事が完成した場合は、速やかに固定資産取得報告書及び工事費内訳整理簿により管理者に報告するとともに、当該建設仮勘定の勘定科目及び金額を水道局勘定に振り替えなければならない。

3・4 略

（売却等）

第80条 略

(1) 略

(2) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の所在地

(3)～(6) 略

2 固定資産を廃棄することができるのは、当該固定資産が著しく損傷を受けており、その他の理由により買受人がない場合、売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合又は売却することが不適当と認められる場合に限るものとする。

（固定資産の用途廃止）

第81条 管理者は、機械、器具その他これに類する固定資産のうち損傷その他の事由によりその用途に使用することができなくなったものについては、再使用できるものと不用となり、又は使用に耐えなくなったものに区分し、再使用できるものは第54条第2号及び第56条の規定に準じてたな卸資産に振り替えなければならない。

2 略

（契約）

第76条 略

2 略

3 所長は、第1項の固定資産を取得した場合には、速やかに固定資産取得報告書（第31号様式の2）を作成して管理者に報告するとともに、当該固定資産の勘定科目及び金額を本局勘定に振り替えなければならない。

4 略

（建設仮勘定）

第78条 固定資産の取得が建設改良工事によるときは、建設仮勘定を設けて計理しなければならない。

2 所長は、建設改良工事が完成した場合は、速やかに固定資産取得報告書及び工事費内訳整理簿により管理者に報告するとともに、当該建設仮勘定の勘定科目及び金額を本局勘定に振り替えなければならない。

3・4 略

（売却等）

第80条 管理者は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって行わなければならない。

(1) 略

(2)～(5) 略

2 固定資産を廃棄することができるのは、買受人がない場合、売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合又は売却することが不適当と認められる場合に限るものとする。

（固定資産の用途廃止）

第81条 管理者は、機械、器具その他これに類する固定資産のうち損傷その他の事由によりその用途に使用することができなくなったものについては、再使用できるものと不用となり、又は使用に耐えなくなったものに区分し、第54条第2号及び第56条の規定に準じてたな卸資産に振り替えなければならない。

2 略

（契約）

第86条 略

第9章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第86条の2 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

第10章 リース資産

(リース取引の会計処理)

第86条の3 所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められないものに限る。）の会計処理方法は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じるものとする。

第11章 予算

(予算原案の作成等)

第87条 略

2 管理者は、予算原案を知事に送付するときは、政令で定める予算に関する説明書を併せて送付しなければならない。なお、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

3 略

第12章 決算

(決算の調製)

第92条 管理者は、決算の調製に関する事務を行う。

(決算整理)

第93条 略

第86条 略

第9章 予算

(予算原案の作成等)

第87条 略

2 管理者は、予算原案を知事に送付するときは、政令で定める予算に関する説明書を併せて送付しなければならない。

3 略

第10章 決算

(決算の調整)

第92条 管理者は、決算の調整に関する事務を行う。

(決算整理)

第93条 管理者は、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により次に掲げる事務について決算整理を行わなければならない。

- (1)・(2) 略
(3) 繰延収益の償却
(4) 資産の評価
(5) 引当金の計上
(6) 略

(決算報告書等の作成等)

第95条 管理者は、毎事業年度5月15日までに次に掲げる書類を作成しなければならない。なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

- (1)～(6) 略
(7) キャッシュ・フロー計算書（第39号様式の2）
(8)～(12) 略

2 略

第13章 雜則

別表第1（第15条関係）

勘定科目の区分 損益勘定

款	項	目	節
水道用水供給事業収益、 工業用水道事業収益又 は五色台水道事業収益			
	営業収益		
	給水収益		
		給水収益	
		受託工事収益	
			受託工事収益
		その他営業収 益	
			使用料
			材料売却収益

- (1)・(2) 略
(3) 退職給与引当金及び修繕引当金の計上
(4) 繰延勘定の償却
(5) 略

(決算報告書等の作成等)

第95条 管理者は、毎事業年度5月15日までに次に掲げる書類を作成しなければならない。

- (1)～(6) 略
(7)～(11) 略
2 略

第11章 雜則

別表第1（第15条関係）

勘定科目の区分 損益勘定

款	項	目	節
水道用水供給事業収益、 工業用水道事業収益又 は五色台水道事業収益			
	営業収益		
	給水収益		
		給水収益	
		受託工事収益	
			受託工事収益
		その他営業収 益	
			使用料

			手数料
			雑収益
	営業外収益		
		受取利息及び 配当金	
			預金利息
			貸付金利息
			有価証券利息
			配当金
		<u>国庫補助金</u>	
		他会計補助金	
		<u>長期前受金戻入</u>	
		消費税及び地 方消費税還付 金	
		雑収益	
			使用料
			有価証券売却 収益
			不用品売却収 益
			その他雑収益
	特別利益		
		固定資産売却 益	
		引当金戻入	
			修繕引当金戻入
			賞与引当金戻入

			手数料
			雑収益
	営業外収益		
		受取利息及び 配当金	
			預金利息
			貸付金利息
			有価証券利息
			配当金
		他会計補助金	
			一般会計補助 金
			他会計補助金
		消費税及び地 方消費税還付 金	
		雑収益	
			使用料
			有価証券売却 収益
			不用品売却収 益
			その他雑収益
	特別利益		
		固定資産売却 益	

			入
		退職給付引当 金戻入	
	過年度損益修 正益		
	その他特別利 益		

費用

款	項	目	節
水道用水供給事業費用、 工業用水道事業費用又 は五色台水道事業費用			
	營業費用		
		貯水、原水及 び導水費	
			給料
			手当
			賞与引当金繰 入額
			賃金
			報酬
			法定福利費
			法定福利費引 当金繰入額
			退職給付費
			旅費
			報償費
			交際費
			被服費
			備消品費

		過年度損益修 正益	
		その他特別利 益	

費用

款	項	目	節
水道用水供給事業費用、 工業用水道事業費用又 は五色台水道事業費用			
	營業費用		
		貯水、原水及 び導水費	
			報酬
			給料
			手当
			賃金
			法定福利費
			報償費
			共同施設管理 負担金
			旅費
			被服費
			備消品費

		燃料費
		光熱水費
		印刷製本費
		通信運搬費
		委託料
		手数料
		賃借料
		修繕費
		修繕引当金繰入額
		特別修繕引当金繰入額
		路面復旧費
		動力費
		薬品費
		材料費
		補償金
		食糧費
		負担金補助及び交付金
		共同施設管理負担金
		保険料
		公課費
		受水費
		雜費
		淨水、配水及び送水費
		受託工事費
		工事請負費
		総係費

		燃料費
		光熱水費
		印刷製本費
		通信運搬費
		委託料
		手数料
		賃借料
		修繕費
		路面復旧費
		動力費
		薬品費
		材料費
		補償金
		受水費
		雜費
		淨水、配水及び送水費
		受託工事費
		工事請負費
		総係費
		退職給与金
		研修費

		減価償却費	
			有形固定資産 減価償却費
			無形固定資産 減価償却費
		資産減耗費	
			固定資產除却 費
			たな卸資産減 耗費
		その他営業費 用	
			材料売却原価
			雑支出
	営業外費用		
		支払利息及び 企業債取扱諸 費	
			企業債利息
			借入金利息
			企業債手数料 及び取扱費

			保険料
			食糧費
			交際費
			福利厚生費
			負担金補助及 び交付金
			公課費
		減価償却費	
			有形固定資產 減価償却費
			無形固定資產 減価償却費
		資産減耗費	
			固定資產除却 費
			たな卸資産減 耗費
		その他営業費 用	
			材料売却原価
			雑支出
	営業外費用		
		支払利息及び 企業債取扱諸 費	
			企業債利息
			他会計借入金 利息
			一時借入金利 息
			借入金利息
			企業債手数料 及び取扱費

		長期前払消費 税勘定償却	
		消費税及び地 方消費税	
		雑支出	
			不用品売却原 価
			その他雑支出
	特別損失		
		固定資産売却 損	
		減損損失	
		災害による損 失	
		過年度損益修 正損	
		その他特別損 失	

(注) 略

資産勘定

			早明浦ダム割 賦償還利息
			池田ダム割賦 償還利息
			香川用水施設 割賦償還利息
			繰延勘定償却
			前払費用
			企業債発行差 金償却
			開発費償却
			試験研究費償 却
			控除対象外消 費税額償却
			消費税及び地 方消費税
			雑支出
			不用品売却原 価
			その他雑支出
	特別損失		
		固定資産売却 損	
		臨時損失	
		過年度損益修 正損	
		その他特別損 失	

(注) 略

資産勘定

固定資産

款	項	目
有形固定資産		
	土地	
		事務所用地
		施設用地
		その他土地
	建物	
		事務所用建物
		施設用建物
		公舎用建物
		その他建物
	建物減価償却累計額	
		事務所用建物減価償却累計額
		施設用建物減価償却累計額
		公舎用建物減価償却累計額
		その他建物減価償却累計額
	構築物	
		取水設備
		貯水設備
		導水設備
		浄水設備
		送水設備
		配水設備
		その他構築物
	構築物減価償却累計額	
		取水設備減価償却累計額

固定資産

款	項	目
有形固定資産		
	土地	
		事務所用地
		施設用地
		その他土地
	立木	
	建物	
		事務所用建物
		施設用建物
		公舎用建物
		その他建物
	建物減価償却累計額	
		事務所用建物減価償却累計額
		施設用建物減価償却累計額
		公舎用建物減価償却累計額
		その他建物減価償却累計額
	構築物	
		貯水設備
		浄水設備
		配水設備
		その他構築物
	構築物減価償却累計額	

		計額
		貯水設備減価償却累計額
		導水設備減価償却累計額
		浄水設備減価償却累計額
		送水設備減価償却累計額
		配水設備減価償却累計額
		その他構築物減価償却累計額
	機械及び装置	
		電気設備
		ポンプ設備
		薬品注入設備
		通信設備
		計測設備
		その他機械及び装置
	機械及び装置減価償却累計額	
		電気設備減価償却累計額
		ポンプ設備減価償却累計額

		貯水設備減価償却累計額
		浄水設備減価償却累計額
		配水施設減価償却累計額
		その他構築物減価償却累計額
	機械及び装置	
		電気設備
		内燃設備
		ポンプ設備
		通信計装設備
		薬品注入設備
		急速、緩速攪拌機設備
		その他機械及び装置
	機械及び装置減価償却累計額	
		電気設備減価償却累計額
		内燃設備減価償却累計額
		ポンプ設備減価償却累計額
		通信計装設備減価償却累計額

		薬品注入設備減価償却累計額
		<u>通信設備減価償却累計額</u>
		計測設備減価償却累計額
		その他機械及び装置減価償却累計額
	車両運搬具	
	車両運搬具減価償却累計額	
	船舶	
	船舶減価償却累計額	
	工具、器具及び備品	
	工具、器具及び備品減価償却累計額	
	リース資産	
	リース資産減価償却累計額	
	建設仮勘定	
		水道用水供給事業西部系建設仮勘定
		水道用水供給事業中部系建設仮勘定
		水道用水供給事業綾川系建設仮勘定
		水道用水供給事業東部系建設仮勘定
		水道用水供給事業総括建設仮勘定
		<u>水道用水供給事業その他の建設仮勘定</u>
		工業用水道事業中部

		薬品注入設備減価償却累計額
		急速、緩速攪拌機設備減価償却累計額
		その他機械及び装置減価償却累計額
	車両運搬具	
	車両運搬具減価償却累計額	
	船舶	
	船舶減価償却累計額	
	工具、器具及び備品	
	工具、器具及び備品減価償却累計額	
	建設仮勘定	
		水道用水供給事業西部系建設仮勘定
		水道用水供給事業中部系建設仮勘定
		水道用水供給事業綾川系建設仮勘定
		水道用水供給事業東部系建設仮勘定
		水道用水供給事業総括建設仮勘定
		<u>中讃地区工業用水道事業建設仮勘定</u>

		系建設仮勘定
		工業用水道事業綾川 系建設仮勘定
		工業用水道事業総括 系建設仮勘定
		工業用水道事業その他系建設仮勘定
		五色台水道事業総括 建設仮勘定
	その他有形固定資産	
	その他有形固定資産 減価償却累計額	
無形固定資産		
	水利権	
	借地権	
	地上権	
	特許権	
	施設利用権	
		香川用水施設利用権
		原水調整池施設利用 権
		その他施設利用権
	ダム使用権	
		早明浦ダム使用権
		池田ダム使用権
	ソフトウェア	
	電話加入権	
	リース資産	
投資その他の資産		
	投資有価証券	
		地方債
		国債
		株式

		五色台水道事業建設 仮勘定
	その他有形固定資産	
	その他有形固定資産 減価償却累計額	
無形固定資産		
	水利権	
	借地権	
	地上権	
	特許権	
	施設利用権	
		香川用水施設利用権
		その他施設利用権
	ダム使用権	
		早明浦ダム使用権
		池田ダム使用権
	電話加入権	
投資		
	投資有価証券	

		社債
		その他有価証券
	出資金	
	長期貸付金	
	<u>他会計長期貸付金</u>	
	長期預金	
	基金	
	長期前払消費税	
	その他投資	
	減価償却累計額	

流動資産

款	項
現金預金	
	現金
	預金
未収金	
	過年度未収金
	営業未収金
	営業外未収金
	未収消費税及び地方消費税還付金
	その他未収金
有価証券	
	有価証券
	譲渡性預金
貯蔵品	
	材料
	薬品
	工具、器具及び備品
	消耗品
	燃料
	その他貯蔵品
	再用品

		出資金
		長期貸付金
		一般貸付金
		<u>他会計貸付金</u>
		長期預金
		基金
		その他投資

流動資産

款	項
現金預金	
	現金
	預金
未収金	
	過年度未収金
	営業未収金
	営業外未収金
	未収消費税及び地方消費税還付金
	その他未収金
有価証券	
貯蔵品	
	材料
	薬品
	工具、器具及び備品
	消耗品
	燃料
	その他貯蔵品
	再用品

	不用品
短期貸付金	
前払費用	
	未経過保険料
	その他前払費用
前払金	
	<u>営業前払金</u>
	<u>営業外前払金</u>
	工事前払金
	前払消費税及び地方消費税
	その他前払金
未収収益	
その他流動資産	
	保管有価証券
	仮払消費税及び地方消費税
	特定収入仮払消費税及び地方消費税
	その他流動資産

負債勘定

固定負債

款	項
企業債	
	<u>建設改良費等の財源に充てるための企業債</u>
	その他の企業債

	不用品
短期貸付金	
	<u>一般短期貸付金</u>
	<u>他会計貸付金</u>
前払費用	
	未経過保険料
	その他前払費用
前払金	
	工事前払金
	前払消費税及び地方消費税
	その他前払金
その他流動資産	
	保管有価証券
	仮払消費税及び地方消費税
	特定収入仮払消費税及び地方消費税
	その他流動資産

繰延勘定

款	項
企業債発行差金	
開発費	
試験研究費	
控除対象外消費税額	

負債勘定

固定負債

款	項
企業債	

<u>他会計借入金</u>	
	<u>建設改良費等の財源に充てるための長期借入金</u>
	<u>その他の長期借入金</u>
<u>リース債務</u>	
<u>引当金</u>	
	<u>退職給付引当金</u>
	<u>修繕引当金</u>
	<u>特別修繕引当金</u>
<u>その他固定負債</u>	
<u>流動負債</u>	

款	項
<u>一時借入金</u>	
	銀行からの一時借入金
<u>起債前借</u>	
<u>企業債</u>	
	<u>建設改良費等の財源に充てるための企業債</u>
	<u>その他の企業債</u>
<u>他会計借入金</u>	
	<u>建設改良費等の財源に充てるための長期借入金</u>
	<u>その他の長期借入金</u>
<u>リース債務</u>	
<u>未払金</u>	

<u>他会計借入金</u>	
	<u>一般会計借入金</u>
	<u>水道用水供給事業会計借入金</u>
	<u>工業用水道事業会計借入金</u>
	<u>五色台水道事業会計借入金</u>
<u>引当金</u>	
	<u>退職給与引当金</u>
	<u>修繕引当金</u>
<u>その他固定負債</u>	
	<u>独立行政法人水資源機構割賦未払金</u>
	<u>その他固定負債</u>

款	項
<u>一時借入金</u>	
	銀行からの一時借入金
	<u>上水会計からの一時借入金</u>
	<u>工水会計からの一時借入金</u>
	<u>五色台会計からの一時借入金</u>
	<u>起債前借</u>
	<u>未払金</u>

	過年度未払金
	営業未払金
	営業外未払金
	その他未払金
未払費用	
前受金	
	営業前受金
	営業外前受金
	その他前受金
前受収益	
引当金	
	賞与引当金
	法定福利費引当金
	退職給付引当金
	修繕引当金
	特別修繕引当金
その他流動負債	
	預り金
	預り有価証券
	仮受消費税及び地方消費税
	その他流動負債

繰延収益

款	項
長期前受金	
長期前受金収益化累計額	

資本勘定

資本金

款	項
資本金	
	固有資本金
	出資金
	組入資本金

	過年度未払金
	営業未払金
	未払消費税及び地方消費税
	その他未払金
未払費用	
前受金	
	営業前受金
	営業外前受金
	その他前受金
その他流動負債	
	預り金
	預り有価証券
	仮受消費税及び地方消費税
	その他流動負債

資本勘定

資本金

款	項
自己資本金	
	固有資本金
	出資金
	組入資本金
借入資本金	

--	--

剩余金

款	項	目
資本剩余金		
	再評価積立金	
	受贈財産評価額	
	寄附金	
	補助金	
	工事負担金	
	用地負担金	
	調査負担金	
	保険差益	
	その他資本剩余金	
利益剩余金		
	減債積立金	
	利益積立金	
	建設改良積立金	
	他会計借入金償還積立金	
	その他積立金	
	当年度未処分利益剩余金（当年度未処理欠損金）	
		繰越利益剩余金年度未残高（繰越欠損金年度未残高）
		当年度純利益（当年度純損失）

企業債
他会計借入金

剩余金

款	項	目
資本剩余金		
	再評価積立金	
	受贈財産評価額	
	寄附金	
	補助金	
	工事負担金	
	用地負担金	
	その他資本剩余金	
利益剩余金		
	減債積立金	
	利益積立金	
	建設改良積立金	
	その他積立金	
	当年度未処分利益剩余金（当年度未処理欠損金）	
		繰越利益剩余金年度未残高（繰越欠損金年度未残高）
		当年度純利益（当年度純損失）

別表第2（第51条関係）

貯蔵品名鑑
(目) 材料

節	細節	品名	単位
金属材料	鉄類	直管 十字管 丁字管 曲管 片落管 乙字管 制水弁 泥吐管 継輪 短管 帽 セン 消火セン 継手 鉄フタ	本個個個個個個個個個個個枚
	鋼鐵類	钢管類 型鋼類 鋼矢板類 钢板	キログラム キログラム キログラム キログラム
	鉛類	鉛塊 鉛管 鉛線	キログラム キログラム キログラム
	砲金類	水セン 分水セン 止水セン ユニオンナット	個個個個
	鋼類	钢管	メートル

				枚
				本
				個
				枚
	<u>雑金属類</u>		<u>銅板</u>	
			<u>ボルト</u>	
			<u>ナット</u>	
			<u>ワッシャー</u>	
<u>石綿セメント 材料</u>				
<u>木材</u>	<u>石綿セメント 製品</u>		<u>石綿セメント管 1種</u>	<u>メートル</u>
			<u>石綿セメント管 2種</u>	<u>メートル</u>
	<u>木材製品</u>		<u>松丸太</u>	<u>本</u>
			<u>杉角</u>	<u>本</u>
			<u>杉丸太</u>	<u>本</u>
			<u>ベニヤ板</u>	<u>枚</u>
	<u>コンクリート 製品</u>			<u>平方メートル</u>
		<u>コンクリート 管</u>		
		<u>コンクリート フタ</u>		
		<u>コンクリート 側塊</u>		
<u>窯業製品</u>				
		<u>セメント</u>		<u>袋</u>
		<u>煉瓦</u>		<u>個</u>
		<u>板硝子</u>		<u>枚</u>
<u>石材類</u>				
		<u>玉石</u>		<u>立方メートル</u>
		<u>砂利</u>		<u>立方メートル</u>
		<u>砂</u>		<u>立方メートル</u>
<u>燃料類</u>	<u>燃料油</u>		<u>揮発油</u>	<u>リットル</u>

			<u>軽油</u>	<u>リットル</u>
			<u>石炭</u>	<u>キログラム</u>
			<u>木炭</u>	<u>俵</u>
		<u>油脂類</u>		
			<u>薪炭</u>	
			<u>塗料</u>	
			<u>機械油</u>	
			<u>その他油脂</u>	
		<u>薬品類</u>		
			<u>液体塩素</u>	<u>キログラム</u>
			<u>硫酸バンド</u>	<u>キログラム</u>
			<u>カセイソーダ</u>	<u>キログラム</u>
			<u>活性炭</u>	<u>キログラム</u>
			<u>次亜塩素酸ソーダ</u>	<u>キログラム</u>
			<u>高分子凝集剤</u>	<u>キログラム</u>
			<u>P·A·C</u>	<u>キログラム</u>
		<u>その他作業用消耗品</u>		
			<u>ウエス</u>	<u>キログラム</u>
			<u>接着剤</u>	<u>個</u>
			<u>板</u>	<u>本</u>
			<u>ブラシ</u>	<u>本</u>
		<u>その他</u>		
			<u>電気用品</u>	
			<u>電線</u>	<u>メートル</u>
			<u>電線管</u>	<u>本</u>
			<u>ソケット類</u>	<u>個</u>
			<u>スイッチ類</u>	<u>個</u>
			<u>ヒューズ類</u>	<u>個</u>

<u>ゴム製品</u>	<u>ランプ類</u>	個
	<u>水センゴムバルブ</u>	枚
	<u>メーター用ゴムパッキン</u>	枚
<u>塩化ビニール製品</u>	<u>塩化ビニール管</u>	メートル
	<u>塩化ビニール継手類</u>	個
<u>ポリエチレン製品</u>	<u>ポリエチレン管 1種</u>	メートル
	<u>ポリエチレン管 2種</u>	メートル
<u>皮製品</u>	<u>水センバルブ皮</u>	枚
	<u>メーター用パッキン皮</u>	枚
<u>その他雑費</u>		

(目) 消耗工具、器具備品

品名	単位	品名	単位
<u>ショベル</u>	丁	<u>グラインダー</u>	個
<u>ツルハシ</u>	丁	<u>布ホース</u>	本
<u>工事用バケツ</u>	個	<u>ハンマー</u>	工
<u>ドリール</u>	個	<u>タップ</u>	個
<u>滑車</u>	個	<u>ダイス</u>	個
<u>鎌</u>	工	<u>鋸</u>	個
<u>ヤスリ</u>		<u>鉛管鋸</u>	個
<u>丸ヤスリ</u>	本	<u>山形鋸</u>	工
<u>角ヤスリ</u>	本	<u>金切鋸</u>	工
<u>三角ヤスリ</u>	本	<u>タイヤ</u>	本
<u>甲丸ヤスリ</u>	本	<u>チューブ</u>	本
<u>平ヤスリ</u>	本	<u>ペンチ</u>	個
<u>鉛管ヤスリ</u>	本	<u>レンチ</u>	個
<u>トーチランプ</u>	個	<u>ドライバー</u>	本

丁個個個個個台台工工工工工工

懐中電灯ケース	本	プライヤー
スパナー	本立	
両口スパナー	決裁箱	
組スパナー	臘写板	
片口スパナー	ヤスリ板	
板スパナー	臘写用ゴムローラー	
モンキースパナー	ホッチキス	
タガネ	ナンバーリング	
両袖机	鳩目パンチ	
片袖机	算盤	
回転椅子	硯	
ロッカー	肉池	
書類整理箱	インクスタンド	
本箱	バインダー	
椅子	バケツ	
平机	その他の備品等	

(目) 消耗品

品名	単位	品名	単位
表紙	枚	ペン先	グロス
更紙	枚	鉛筆	ダース
フルスカップ	枚	色鉛筆	ダース
全罫紙	枚	クリップ	ダース
半罫紙	枚	鳩目	罐
封筒	枚	両鉗	箱
カーボン紙	枚	インク	本
臘写原紙	枚	スタンプインク	本
見出紙	枚	臘写インク	罐
ケント紙	枚	墨汁	罐
トレーシングペーパー	巻	白墨	箱
毛筆	本	綴紐	本
鉄筆	本	紙紐	本
ペン軸	本	糊	個
モップ	本	電球	個
箋	本	収納伝票	枚

<u>たわし</u>	<u>個</u>	<u>支払〃</u>	<u>枚</u>
<u>紙屑籠</u>	<u>個</u>	<u>振替〃</u>	<u>枚</u>
<u>雑布</u>	<u>枚</u>	<u>その他用紙</u>	<u>枚</u>

(目) 量水器

品 名	単位	品 名	単位
量水器	個		

第1号様式（第7条関係）

収 納 伝 票

年度

事業

伝票No.

所 属			収入年月日		発行年月日			作 成	企業出納員								
決 裁																	
借方科目 細節 明細			貸方科目 細節 明細			金 額											
予 算																	
仕 訳 1																	
仕 訳 2																	
税 区 分																	
未 収 対 応	年 度																
	予算科目 細節 明細																
摘要																	
所在地																	
債務者																	

第1号様式（第7条関係）

収 納 伝 票

年度		会計	番号	第 号
決 裁		作 成	発行年月日	企業出納員
課 長 (所長)		課 員		
標 題				
収入金額				
う ち 消費税等				
納 入 者				
摘要		収 入 年 月 日		
		年 月 日		
予 算 科 目	款) 項) 目) 節) 細節)	款) 項) 目) 節) 細節)		
勘 定 科 目	借方 款) 項) 目) 節) 細節)	貸方 款) 項) 目) 節) 細節)		

第2号様式（第7条関係）

(その1)

支 払 伝 票

年度		事業		伝票 No.		
				負担 No.		
所 属		共通1		共通2	発行年月日	
決 裁						
					支払年月日	
					作成	企業出納員
以下とのおり支出してよろしいか。						
款 項 目 節 細 節 明 細	検 収 日					
	決 裁 金 額					
	本 体 金 額					
	消 費 税 額 等					
	予 算 現 額					
	負 担 累 計					
	予 算 残 額					
予算所属			税区分			
借 方 科 目			貸 方 科 目			
款 項 目 節 細 節 明 細		款 項 目 節 細 節 明 細				
					支払済印	
債権者 住所 氏名	支払方法					
	金融機関名					
	支店名					
	種 別		口座番号			
	口座名義名					

第2号様式（第7条関係）

支 払 伝 票

現金払用

年度		会計		番号	第 号
決		裁	作 成	発行年月日	企業出納員
課 長 (所長)	課 員				
標 題					
金 額					
う ち 消費税等					
債 権 者					
摘要					支 払 年 月 日
					年 月 日
予 算 款) 項) 目) 節) 細) 節) 細) 節)					款) 項) 目) 節) 細) 節) 細) 節)
勘 定 款) 項) 目) 節) 細) 節)					貸 方 款) 項) 目) 節) 細) 節)

(その2)

支 払 伝 票

年度

事業

伝票 No.	
負担 No.	

細 節		明 細	決裁金額	消費税額等
借 方 科 目		貸 方 科 目		
款 項 目 節 細 節 明 細			款 項 目 節 細 節 明 細	
細 節		明 細	決裁金額	消費税額等
借 方 科 目			貸 方 科 目	
款 項 目 節 細 節 明 細			款 項 目 節 細 節 明 細	
細 節		明 細	決裁金額	消費税額等
借 方 科 目			貸 方 科 目	
款 項 目 節 細 節 明 細			款 項 目 節 細 節 明 細	
細 節		明 細	決裁金額	消費税額等
借 方 科 目			貸 方 科 目	
款 項 目 節 細 節 明 細			款 項 目 節 細 節 明 細	
細 節		明 細	決裁金額	消費税額等
借 方 科 目			貸 方 科 目	
款 項 目 節 細 節 明 細			款 項 目 節 細 節 明 細	

第2号様式の2 (第7条関係)

支 払 伝 票								
年度		事業		伝票 No.				
所 属		共通1		共通2		発行年月日		
決 裁						支 払 年月日		
						作 成	企業出納員	
						検 収 日		
						決 裁 金 額		
借 方 科 目			貸 方 科 目					
款 項 目 節 細 節 明 細			款 項 目 節 細 節 明 細					
						支 払 済 印		
債 權 者 住 所 氏 名			支 払 方法					
			金融機関名					
			支 店 名					
			種 别		口 座 满 号			
			口 座 名 義 名					

第2号様式の2 (第7条関係)

支 払 伝 票

口座払用

年度		会計		番号	第 号
決 裁		作 成	発行年月日		企業出納員
課 長 (所長)	課 員				
標 題					
金 額	支 払 方法 金融機関 預金種別 口座番号				
う ち 消費税等					
債 權 者					
摘要					支 払 年 月 日
					年 月 日
口 座 名 義					
予 算 科 目	款) 項) 目) 節) 細節)			款) 項) 目) 節) 細節)	
勘 定 科 目	借方 款) 項) 目) 節) 細節)			貸方 款) 項) 目) 節) 細節)	

第3号様式（第7条関係）

振替伝票

年度 事業

伝票No.

所 属		振替年月日		発行年月日			
決 裁						作 成	企業出納員
借方科目 細節 明細			貸方科目 細節 明細			金 額	
予 算							
仕 訳 1							
仕 訳 2							
税区分		税 区 分					
収入区分		資金予算区分					
摘要							
債務者							
備 考							

第3号様式（第7条関係）

振替伝票

年度		会計		番号	第 号	
決 裁		作 成		発行年月日	企業出納員	
課 長 (所長)	課 員					
標 題						
振替金額						
う ち 消費税等						
摘要						
振替年月日						
年 月 日						
予 算 科 目	款) 項) 目) 節) 細節)			款) 項) 目) 節) 細節)		
勘 定 科 目	借方 款) 項) 目) 節) 細節)			貸方 款) 項) 目) 節) 細節)		

第4号様式（第10条関係）

那樂

總 勘 定 元 帳

(年 月 日から 年 月 日まで)
(回)

第4号様式（第10条関係）

總勘定元

(款)

(項)

(四)

(年度)

会計)

第5号様式（第10条関係）

(その1)

事業

予 算 差 引 簿 (取 入)

年 月 日から 年 月 日まで

第5号様式（第10条関係）

(주) 1)

予 算 差 引 簿 (収 入)

(款)

一

— (1)

— 1 —

年度)

(卷之二)

事業

予 算 差 引 簿 . (支 出)

(年 月 日から 年 月 日まで)

(款) (項) (目) (節)

(その2)

予 算 差 引 簿 (支 出)

(款)

(目) _____ (節) _____

— (四) — (四) —

第6号様式（第10条関係）

耶榮

內訛籠

(年 月 日から 年 月 日まで)

(款) (项) (目)

(单位: 四

第6号様式（第10条関係）

内訳 等

() 年度

会計)

(六)

(四) (五)

(項) _____ (目) _____ (節) _____

第9号様式（第10条関係）

固定資産台帳

工事台帳番号		資産名			
固定資産台帳					
固定資産登録簿	所在地				
	地区				
	取得年月日	施工年度	施工年月日		
	部門	施	工		
	摘要	施			
	会計区分	工			
所	業				
日一又					
耐用年数	償却方法	取得価額			
償却率	年間償却額	帳簿原価			
残存率	残存価額	償却累計額			
限度率	償却限度額	帳簿価額			
項目		名称・規格・構造	現在数量	単位	現在金額
自由設計情報	名称	帳簿原価相当額	償却累計額相当額	帳簿価額相当額	
	機構明細表				
	機械明細表				
財産清査		名称	帳簿原価相当額	償却累計額相当額	帳簿価額相当額

固定資産台帳

工事台帳番号		資産名						
固定資産台帳								
固定資産登録簿	名称・規格・構造	年月日	摘要	異動数量	累計数量	単位	異動金額	累計金額
年月日	摘要	取得／改良	除却／減損	帳簿原価	償却額	償却累計額	償却増減額	帳簿価額

第9号様式（第10条関係）

固定資産台帳

(表)

資産名	取得原因	所在地	固定資産番号	第号				
構 造		取 得 年 月 日	年 月 日	保管箇所				
形 状 尺 法 (面積)		耐用年数	年	整理事項				
能 力		償却率		修理科目				
用 途		年間償却額	円	節				
そ の 他		残存額	円	前面番号 第号				
年月日	摘要	帳簿原価		減価償却累計額	帳簿価額	処 分		
		借 方	貸 方			残高	金額	損益
数量	金額	数量	金額	数量	金額	累計	金額	円
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・

(裏)

年月日	摘要	帳簿原価				減価償却累計額	帳簿価額	処分	
		借 方	貸 方	残高	金額			損益	
数量	金額	数量	金額	数量	金額	累計	金額	円	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	

第14号様式の6（第16条関係）

調定明細書										
年度		事業		伝票 No.						
所 属				調定年月日						
				納入期限						
決 裁						起案	企画出納員			
合 議										
款 項 目 節 細 節 明細				決裁金額						
				内消費税額						
				特定収入						
予算所属				税区分						
借方科目				貸方科目						
款 項 目 節 細 節 明細				款 項 目 節 細 節 明細						
摘要										
納入義務者										
						収納年月日				
案	受信者	発信者	添付書類	通数	文書審査	文書日付	校合	公印	発送	
1										
2										

第14号様式の6（第16条関係）

年度	調定明細書		会計						
決 裁		裁	番 号		起案年月日				
課長 (所長)	課 員	起 案 者							
標題									
金額								決裁年月日	
課税区分									
納入者 住 所 氏 名								納入通知書等番号	
摘要								収入年月日	
要								年 月 日	
予算科目	款	項	目	節	細	節	細節		
案	受信者	発信者	添付書類	通数	文書審査	文書日付	校合	公印	発送
1									
2									

第14号様式の7 (第16条関係)

科目別調書（収入用）					
予算科目	款	項	目	節	細節
予算額			調定額		差引残高
円			円		円
予算科目	款	項	目	節	細節
予算額			調定額		差引残高
円			円		円
予算科目	款	項	目	節	細節
予算額			調定額		差引残高
円			円		円
予算科目	款	項	目	節	細節
予算額			調定額		差引残高
円			円		円
予算科目	款	項	目	節	細節
予算額			調定額		差引残高
円			円		円
予算科目	款	項	目	節	細節
予算額			調定額		差引残高
円			円		円
予算科目	款	項	目	節	細節
予算額			調定額		差引残高
円			円		円
予算科目	款	項	目	節	細節
予算額			調定額		差引残高
円			円		円

第14号様式の7 (第16条関係)

略

第14号様式の8 (第16条関係)

略

第21号様式（第26条関係）

支出負担行為伺書									
年度	事業		伝票No. _____						
所 属	共通1		共通2		起案年月日				
					決裁年月日				
決 裁			起案	合 議	企業出納員				
以下のとおり執行してよろしいか。				決 裁 金 額					
款 項 目 節 細 節 明 細				本 体 金 額					
				消 費 税 額 等					
				予 算 現 額					
				負 担 累 計					
				予 算 残 額					
				予 算 累 計					
予 算 所 属	税 区 分	予 算 残 額							
摘要									
契約方法									
契約先									
備考									
案	受信者	発信者	添付書類	通数	文書審査	文書日付	校合	公印	発送
1									
2									

第20号様式の2（第26条関係）

(その1)

支 出 負 担 行 為 伺 書

年度		会計		第 号					
支 出 負 担 行 為 決 裁	管理者								
		企 業 出 納 員							
局 長 課 長				決 裁 年 月 日					
標 題									
	支 出 金 額	支 払 條 件	起 案 者						
課 稅 區 分									
	債 權 者 住 所 氏 名								
摘要									
予 算 科 目	款	項	目	節	細 節				
	予 算 額		負 担 行 為 累 計 額		差 引 残 高				
案	受 信 者	発 信 者	添 付 書 類	通 数	文 書 審 査	文 書 日 付	校 合	公 印	發 送
1									
2									

備考 1 支出負担行為と支出金額が一致しない場合には、支出の時に様式第20号の2(その2)に記載すること。

2 資金前渡、概算払、前金払、部分払又は竣工払に係る経費については、支払条件の欄にその旨を記載すること。

(その2)

会計	目	節	細節	
起案年月日	年月日	支出負担行為額 円		
	支払年月日	支出金額	予算残高	備考
1	年月日	円	円	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				

第20号様式の3（第26条関係）

科目別調書（支出用）					
予算科目	款	項	目	節	細節
予算額		支出負担行為額		差引残高	
円		円		円	
予算科目	款	項	目	節	細節
予算額		支出負担行為額		差引残高	
円		円		円	
予算科目	款	項	目	節	細節
予算額		支出負担行為額		差引残高	
円		円		円	
予算科目	款	項	目	節	細節
予算額		支出負担行為額		差引残高	
円		円		円	
予算科目	款	項	目	節	細節
予算額		支出負担行為額		差引残高	
円		円		円	
予算科目	款	項	目	節	細節
予算額		支出負担行為額		差引残高	
円		円		円	
予算科目	款	項	目	節	細節
予算額		支出負担行為額		差引残高	
円		円		円	
予算科目	款	項	目	節	細節
予算額		支出負担行為額		差引残高	
円		円		円	

第21号様式（第27条関係） 削除

第22号様式（第27条関係）

略

第22号様式（第27条関係）

略

第25号様式（第34条関係）

口 座 振 替 依 賴 書

出納取扱金融機関 御中 振替指定日 年 月 日

下記のとおり振替を依頼します。

振替指定日 年 月 日

依賴人 企業出納員 

振替依頼日 年 月 日

第25号様式（第34条関係）

口 座 振 替 書

年度	会計	番号	第	号
振替先	口座名 銀行	店	口座番号	第号
振替目的				
振替金額	円			
振替元				
受取人 住所 (所在地) 氏名 (名称又は (代表者名)				
振替年月日	年月日			

上記のとおり振り替えてください。

年 月 日

出納取扱金融機關 殿

企業出納員 印

第26号様式（第34条関係）

振替済通知書

企 業 出 納 員 殿

ご依頼により、下記のとおり振替しました。 振替指定日 年 月 日

出納取扱金融機関 印 振替依頼日 年 月 日

第26号様式（第34条関係）

支 払 濟 通 知 書

上記のとおり支払いました。

年 月 日

企業出納員 殿

出納取扱金融機関

印

第28号様式（第36条関係）

略

第28号様式の2（第36条関係）

支 払 済 通 知 書

現金払用

年度		事業	番号
振替元			
金額			
受取人住所氏名			支 払 年 月 日
摘要			
口座名義			

現金払により支払いました。

平成 年 月 日

企 業 出 納 員 殿

出納取扱金融機関

印

第29号様式（第39条関係）

現金払依頼書

現金払用

年度	事業	番号	
支払場所			
金額			
受取人 住 所 氏 名			
摘要	支払年月日		
要			
上記の金額を支払案内書と照合の上、支払ってください。 年 月 日			
印影届貼付 け又は印鑑 押印箇所			

出納取扱金融機関 殿

企業出納員 団

収入印紙 貼付箇所

上記の金額を領収しました。
年 月 日

(受取人)

第29号様式（第39条関係）

現金払依頼書

現金払用

年度	会計	番 号	第 号
支 払 場 所			
金額			
受取人 住 所 氏 名			
摘要	支 払 年 月 日		年 月 日
要			年 月 日
上記の金額を支払案内書と照合の上、支払ってください。 年 月 日			
印影届はり 付け又は印 鑑押印箇所			

出納取扱金融機関 殿

企業出納員 団

第35号様式（第95条関係）

損益計算書

年度 事業会計損益計算書

(年月日から年月日まで)

(単位:千円)

1 営業収益					
(1) 給水収益	XXXXX				
(2) 受託工事収益	XXXXX				
(3) その他営業収益	XXXXX	XXXXX			
2 営業費用					
(1) 貯水・原水及び導水費	XXXXX				
(2) 净水・配水及び送水費	XXXXX				
(3) 受託工事費	XXXXX				
(4) 総係費	XXXXX				
(5) 減価償却費	XXXXX				
(6) 資産減耗費	XXXXX				
(7) その他営業費用	XXXXX	XXXXX			
営業利益(又は営業損失)		XXXXX			
3 営業外収益					
(1) 受取利息及び配当金	XXXXX				
(2) 国庫補助金	XXXXX				
(3) 他会計補助金	XXXXX				
(4) 補助金	XXXXX				
(5) 長期前受金戻入	XXXXX				
(6) 雑収益	XXXXX	XXXXX			
4 営業外費用					
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	XXXXX				
(2) 長期前払消費税勘定償却	XXXXX				
(3) 雑支出	XXXXX	XXXXX	XXXXX		
経常利益(又は経常損失)		XXXXX			
5 特別利益					
(1) 固定資産売却益	XXXXX				
(2) 引当金戻入	XXXXX				
(3) 過年度損益修正益	XXXXX				
(4) その他特別利益	XXXXX	XXXXX			
6 特別損失					
(1) 固定資産売却損	XXXXX				
(2) 減損損失	XXXXX				
(3) 災害による損失	XXXXX				
(4) 過年度損益修正損	XXXXX				
(5) その他特別損失	XXXXX	XXXXX	XXXXX		
当年度純利益(又は当年度純損失)		XXXXX			
前年度繰越利益剰余金(又は前年度繰越欠損金)		XXXXX			
その他未処分利益剰余金変動額		XXXXX			
当年度未処分利益剰余金(又は当年度未処理欠損金)		XXXXX			

第35号様式（第95条関係）

損益計算書

年度 事業損益計算書

(年月日から年月日まで)

1 営業収益				
(1) 給水収益	XXXXX			
(2) 受託工事収益	XXXXX			
(3) その他営業収益	XXXXX	XXXXX		
2 営業費用				
(1) 貯水・原水及び導水費	XXXXX			
(2) 净水・配水及び送水費	XXXXX			
(3) 受託工事費	XXXXX			
(4) 総係費	XXXXX			
(5) 減価償却費	XXXXX			
(6) 資産減耗費	XXXXX			
(7) その他営業費用	XXXXX	XXXXX		
営業利益(又は営業損失)			XXXXX	
3 営業外収益				
(1) 受取利息及び配当金	XXXXX			
(2) 他会計補助金	XXXXX			
(3) 雜収益	XXXXX	XXXXX		
4 営業外費用				
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	XXXXX			
(2) 繙延勘定償却	XXXXX			
(3) 雜支出	XXXXX	XXXXX	XXXXX	
経常利益(又は経常損失)		XXXXX		
5 特別利益				
(1) 固定資産売却益	XXXXX			
(2) 過年度損益修正益	XXXXX			
(3) その他特別利益	XXXXX	XXXXX		
6 特別損失				
(1) 固定資産売却損	XXXXX			
(2) 臨時損失	XXXXX			
(3) 過年度損益修正損	XXXXX			
(4) その他特別損失	XXXXX	XXXXX	XXXXX	
当年度純利益(又は当年度純損失)		XXXXX		
前年度繰越利益剰余金(又は前年度繰越欠損金)		XXXXX		
当年度未処分利益剰余金(又は当年度未処理欠損金)		XXXXX		

第36号様式（第95条関係）

貸借対照表

年度 事業会計貸借対照表
(年月日現在)

(単位 千円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地 ×××

ロ 建物 ×××

建物減価償却累計額 △××× ×××

ハ 構築物 ×××

構築物減価償却累計額 △××× ×××

二 機械及び装置 ×××

機械及び装置減価償却累計額 △××× ×××

ホ 車両運搬具 ×××

車両運搬具減価償却累計額 △××× ×××

ヘ 船舶 ×××

船舶減価償却累計額 △××× ×××

ト 工具器具及び備品 ×××

工具器具及び備品減価

償却累計額 △××× ×××

チ リース資産 ×××

リース資産減価償却累計額 △××× ×××

リ 建設仮勘定 ×××

又 その他有形固定資産 ×××

その他有形固定資産

減価償却累計額 △××× ×××

有形固定資産合計 ×××

(2) 無形固定資産

イ 水利権 ×××

ロ 借地権 ×××

ハ 地上権 ×××

ニ 特許権 ×××

ホ 施設利用権 ×××

ヘ ダム使用权 ×××

ト ソフトウェア ×××

チ 電話加入権 ×××

リ リース資産 ×××

無形固定資産合計 ×××

(3) 投資その他の資産

イ 投資有価証券 ×××

ロ 出資金 ×××

ハ 長期貸付金 ×××

ニ 他会計長期貸付金 ×××

ホ 長期預金 ×××

ヘ 基本金 ×××

ト 長期前払消費税 ×××

第36号様式（第95条関係）

貸借対照表

年度 事業貸借対照表

(年月日)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地 ×××

ロ 木 ×××

ハ 建物 ×××

建物減価償却累計額 ××× ×××

二 構築物 ×××

構築物減価償却累計額 ××× ×××

ホ 機械及び装置 ×××

機械及び装置減価償却累計額 ××× ×××

ヘ 車両運搬具 ×××

車両運搬具減価償却累計額 ××× ×××

ト 船舶 ×××

船舶減価償却累計額 ××× ×××

チ 工具器具及び備品 ×××

工具器具及び備品減価

償却累計額 ××× ×××

リ 建設仮勘定 ×××

又 その他有形固定資産 ×××

その他有形固定資産

減価償却累計額 ××× ×××

有形固定資産合計 ×××

(2) 無形固定資産

イ 水利権 ×××

ロ 借地権 ×××

ハ 地上権 ×××

ニ 特許権 ×××

ホ 施設利用権 ×××

ヘ ダム使用权 ×××

ト 電話加入権 ×××

無形固定資産合計 ×××

チ	そ	の	他	投	資	XXXX
リ	減	価	償	却	累	計額
投資	その他の資産合計			△	XXXX	
固定資産合計					XXXX	
2 流動資産					XXXX	
(1) 現金預金					XXXX	
(2) 未収金					XXXX	
(3) 有価証券					XXXX	
(4) 貯蔵品					XXXX	
(5) 短期貸付金					XXXX	
(6) 前払費用					XXXX	
(7) 前払金					XXXX	
(8) 未収収益					XXXX	
(9) その他流動資産					XXXX	
イ 保管有価証券					XXXX	
口 その他流動資産					XXXX	
その他流動資産合計					XXXX	
流動資産合計					XXXX	
資産合計					XXXX	
負債の部						
3 固定負債						
(1) 企業債						
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債						
口 その他の企業債						
企業債合計					XXXX	
(2) 他会計借入金						
イ 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金						
口 その他の長期借入金						
他会計借入金合計					XXXX	
(3) リース債務						
(4) 引当金						
イ 退職給付引当金						
口 修繕引当金						
ハ 特別修繕引当金						
引当金合計					XXXX	
(5) その他固定負債						
固定負債合計					XXXX	
4 流動負債						
(1) 一時借入金					XXXX	
(2) 起債前借					XXXX	
(3) 企業債					XXXX	
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債					XXXX	
口 その他の企業債					XXXX	
企業債合計					XXXX	
(4) 他会計借入金						
イ 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金						
					XXXX	

(3) 投資	資	XXXX
イ 投資有価証券		XXXX
口 出資金		XXXX
ハ 長期貸付金		XXXX
ニ 長期預金		XXXX
ホ 基金		XXXX
ヘ その他投資		XXXX
投資合計		XXXX
固定資産合計		XXXX
2 流動資産		
(1) 現金預金		XXXX
(2) 未収金		XXXX
(3) 有価証券		XXXX
(4) 貯蔵品		XXXX
(5) 短期貸付金		XXXX
(6) 前払費用		XXXX
(7) 前払金		XXXX
(8) その他流動資産		
イ 保管有価証券		XXXX
口 その他流動資産		XXXX
流动資産合計		XXXX
3 繰延勘定		
(1) 企業債発行差金		XXXX
(2) 開発費		XXXX
(3) 試験研究費		XXXX
(4) 控除対象外消費税額		XXXX
繰延勘定合計		XXXX
資産合計		XXXX
負債の部		
4 固定負債		
(1) 企業債		XXXX
(2) 他会計借入金		
イ 一般会計借入金		XXXX
口 水道用水供給事業会計借入金		XXXX
ハ 工業用水道事業会計借入金		XXXX

口 その他の長期借入金	XXXXX
他会計借入金合計	XXXXX
(5) リース債務	XXXXX
(6) 未 払 金	XXXXX
(7) 未 払 費 用	XXXXX
(8) 前 受 金	XXXXX
(9) 前 受 収 益	XXXXX
(10) 引 当 金	XXXXX
イ 賞 与 引 当 金	XXXXX
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	XXXXX
ハ 退 職 給 付 引 当 金	XXXXX
二 修 繕 引 当 金	XXXXX
ホ 特 別 修 繕 引 当 金	XXXXX
引 当 金 合 計	XXXXX
(11) そ の 他 流 動 負 債	XXXXX
イ 預 り 金	XXXXX
ロ 預 り 有 価 証 券	XXXXX
ハ そ の 他 流 動 負 債	XXXXX
流 動 負 債 合 計	XXXXX
6 繰 延 収 益	
(1) 長 期 前 受 金	XXXXX
(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△XXXXX
繰 延 収 益 合 計	XXXXX
負 債 合 計	XXXXX
資 本 の 部	
7 資 本 金	XXXXX
8 剰 余 金	
(1) 資 本 剰 余 金	
イ 再 評 価 積 立 金	XXXXX
ロ 受 贈 財 産 評 価 額	XXXXX
ハ 寄 附 金	XXXXX
ニ 補 助 金	XXXXX
ホ 工 事 負 担 金	XXXXX
ヘ 用 地 負 担 金	XXXXX
ト 調 査 負 担 金	XXXXX
チ 保 険 差 益	XXXXX
リ そ の 他 資 本 剰 余 金	XXXXX
資 本 剰 余 金 合 計	XXXXX
(2) 利 益 剰 余 金	
イ 減 債 積 立 金	XXXXX
ロ 利 益 積 立 金	XXXXX
ハ 建 設 改 良 積 立 金	XXXXX
ニ 他 会 計 借 入 金 預 積 立 金	XXXXX
ホ そ の 他 積 立 金	XXXXX
ヘ 当 年 度 未 处 分 利 益 剰 余 金 (うち当年度純利益)	XXXXX
利 益 剰 余 金 合 計	XXXXX
剰 余 金 合 計	XXXXX
資 本 合 計	XXXXX
負 債 資 本 合 計	XXXXX

二 五 色 台 水 道 事 業 会 計 借 入 金	XXXXX XXXXX
(3) 引 当 金	XXXXX
イ 退 職 給 与 引 当 金	XXXXX
ロ 修 繕 引 当 金	XXXXX XXXXX
(4) そ の 他 固 定 負 債	
イ 独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 割 賦 未 払 金	XXXXX
ロ そ の 他 固 定 負 債	XXXXX XXXXX
固 定 負 債 合 計	XXXXX
5 流 動 負 債	
(1) 一 時 借 入 金	XXXXX
(2) 未 払 金	XXXXX
(3) 未 払 費 用	XXXXX
(4) 前 受 金	XXXXX
(5) そ の 他 流 動 負 債	XXXXX
イ 預 り 金	XXXXX
ロ 預 り 有 価 証 券	XXXXX
ハ そ の 他 流 動 負 債	XXXXX
流 動 負 債 合 計	XXXXX
負 債 合 計	XXXXX
資 本 の 部	
6 資 本 金	
(1) 自 己 資 本 金	XXXXX
(2) 借 入 資 本 金	
イ 企 業 債	XXXXX
ロ 他 会 計 借 入 金	XXXXX XXXXX
借 入 資 本 金 合 計	XXXXX
資 本 金 合 計	XXXXX
7 剰 余 金	
(1) 資 本 剰 余 金	
イ 再 評 価 積 立 金	XXXXX
ロ 受 贈 財 産 評 価 額	XXXXX
ハ 寄 附 金	XXXXX
ニ 補 助 金	XXXXX

本工事負担金	XXXX
ヘ用地負担金	XXXX
トその他資本剩余金	<u>XXXX</u>
資本剩余金合計	XXXX
(2) 利益剰余金	
イ 減債積立金	XXXX
ロ 利益積立金	XXXX
ハ 建設改良積立金	XXXX
ニ 当年度未処分利益剰余金 (又は当年度未処理欠損金)	<u>XXXX</u>
利益剰余金合計	XXXX
剩 余 金 合 計	<u>XXXX</u>
資 本 合 計	XXXX
負 債 資 本 合 計	<u>XXXX</u>

第37号様式（第95条関係）

剩余金（欠損金）計算書
年度 事業剩余金（欠損金）計算書
(年 月 日から 年 月 日まで)

資本	剩余金								資本合計
	資本剩余金				利益剰余金				
再評価 積立金	受取配当 積立金	新規益 積立金	資本剩余 金合計	減債 積立金	利益 積立金	被分配員 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余 金合計	
前年度末残高									
前年度処分額									
総合/株主による処分額									
本倒算/第三者による処分額									
本倒算/新規益による処分額									
処分後残高									
当年度変動額									
当年度純利益									
当年末残高									
(最終利益剰余金)									
(最終純利益剰余金)									

第37号様式（第95条関係）

剩余金（欠損金）計算書

年度 事業剩余金（欠損金）計算書

(年 月 日から 年 月 日まで)

利益剰余金の部

I 減債積立金

- | | |
|----------|-----|
| 1 前年度末残高 | ××× |
| 2 前年度繰入額 | ××× |
| 3 当年度処分額 | ××× |
| 4 当年度末残高 | ××× |

II 利益積立金

- | | |
|----------|-----|
| 1 前年度末残高 | ××× |
| 2 前年度繰入額 | ××× |
| 3 前年度処分額 | ××× |
| 4 当年度末残高 | ××× |

III

- | | |
|----------|-----|
| 1 前年度末残高 | ××× |
| 2 前年度繰入額 | ××× |
| 3 前年度処分額 | ××× |
| 4 当年度処分額 | ××× |
| 5 当年度末残高 | ××× |

積立金合計

- | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----------------|-----|-----------------|--|---------|-----|---------|-----|----------------|-----|
| IV 未処分利益剰余金 | | | | | | | | | | | |
| 前年
度の
未存
処す
分る
利
益
剰 | <table> <tr> <td>(1) 前年度未処分利益剰余金</td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>(2) 前年度利益剰余金処分額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 減債積立金</td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>2 利益積立金</td> <td>×××</td> </tr> <tr> <td>3 繰越利益剰余金年度末残高</td> <td>×××</td> </tr> </table> | (1) 前年度未処分利益剰余金 | ××× | (2) 前年度利益剰余金処分額 | | 1 減債積立金 | ××× | 2 利益積立金 | ××× | 3 繰越利益剰余金年度末残高 | ××× |
| (1) 前年度未処分利益剰余金 | ××× | | | | | | | | | | |
| (2) 前年度利益剰余金処分額 | | | | | | | | | | | |
| 1 減債積立金 | ××× | | | | | | | | | | |
| 2 利益積立金 | ××× | | | | | | | | | | |
| 3 繰越利益剰余金年度末残高 | ××× | | | | | | | | | | |

IV' 欠損金	
前する 年 度 場 合	(1) 前年度未処理欠損金 ×××
未 処 理 欠 損 金 の 存	(2) 前年度欠損金処理額
1	利益積立金繰入額 ×××
2	利益積立金以外の 利益剩余金繰入額 ×××
3	資本剩余金繰入額 ×××
	繰越欠損金年度末残高 ×××
	(3) 当年度純利益(又は当年度純損失) 当年度未処分利益剩余金 (又は当年度未処理欠損金) ×××

資本剩余金の部

I 再評価積立金	
1	前年度末残高 ×××
2	前年度処分額 ×××
3	当年度発生高 ×××
4	当年度処分額 ×××
5	当年度末残高 ××××
II 受贈財産評価額	
1	前年度末残高 ×××
2	前年度処分額 ×××
3	当年度発生高 ×××
4	当年度処分額 ×××
5	当年度末残高 ××××
III 寄附金	
1	前年度末残高 ×××
2	前年度処分額 ×××
3	当年度発生高 ×××
4	当年度処分額 ×××
5	当年度末残高 ××××
IV	
1	前年度末残高 ×××
2	前年度処分額 ×××
3	当年度発生高 ×××
4	当年度処分額 ×××
5	当年度末残高 ×××
	次年度繰越資本剩余金 ××××

第38号様式（第95条関係）

剩余金処分（欠損金処理）計算書

年度

事業剩余金処分計算書

	資本金	資本剩余金	未処分利益剰余金
当年度末残高			
議会の議決による処分額			
条例第 条による処分額			
処分後残高			(繰越利益剰余金)

第38号様式（第95条関係）

剩余金処分（欠損金処理）計算書

年度

事業剩余金処分計算書

1 当年度未処分利益剰余金

×××

2 利益剰余金処分額

××

(1) 減債積立金

××

(2) 利益積立金

×××

(3)

×××

×××

3 翌年度繰越利益剰余金

×××

(備考) 欠損金処理計算書は、この様式に準じて作成すること。

第39号様式（第95条関係）
略

第39号様式の2（第95条関係）

キャッシュ・フロー計算書
年度 事業 キャッシュ・フロー計算書
(年月日から 年月日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当 年 度 純 利 益	XXXXX
減 値 償 却 費	XXXXX
固 定 資 産 除 却 費	XXXXX
退職給付引当金の増減額	XXXXX
修繕引当金の増減額	XXXXX
賞与引当金の増減額	XXXXX
法定福利費引当金の増減額	XXXXX
長期前受金戻入額	△XXXXX
受取利息及び受取配当金	XXXXX
支 払 利 息	XXXXX
未 収 金 の 増 減 額	XXXXX
未 払 金 の 増 減 額	XXXXX
預 り 金 の 増 減 額	XXXXX
た な く 資 産 の 増 減 額	XXXXX
小 計	XXXXX
利 息 及 び 配 当 金 の 受 取 額	XXXXX
利 息 の 支 払 額	△XXXXX
業務活動によるキャッシュ・フロー	XXXXX

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△XXXXX
無形固定資産の取得による支出	△XXXXX
有価証券の取得による支出	△XXXXX
有価証券の売却による収入	XXXXX
長期性預金の預入による支出	△XXXXX
長期性預金の払戻による収入	XXXXX
国庫補助金等による収入	XXXXX
補助金の返還による支出	△XXXXX
投資活動によるキャッシュ・フロー	XXXXX

第39号様式（第95条関係）
略

3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	XXXXX
一時借入金の返済による支出	△XXXXX
建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△XXXXX
建設改良費等の財源に充てるための 他会計借入金の返済による支出	△XXXXX
その他の他会計借入金の返済による 支 出	<u>△XXXXX</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	XXXXX
資 金 減 少 額	XXXXX
資金期首残高	<u>XXXXX</u>
資金期末残高	XXXXX

第40号様式（第95条関係）

略

第40号様式（第95条関係）

略

第45号様式（第97条関係）

事業

資金予算表

(単位：円)

第45号様式（第97条関係）

資 金 予 算 表

区分	科目	目	月末までの 執行済額	月予定	月予定
収	入		千円	千円	千円
		合計			
	出				
支	出				
	合計				
差引					

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、改正後の香川県水道局財務規程の規定は、平成26年度以後の事業年度における水道事業の財務について適用する。